

令和4年度しらたか若者移住定住支援交付金事業実施要綱

(目的及び交付)

第1条 町長は、移住・定住の促進を図るため、町外から転入する若者世帯に対し支援するもの。

(支援の対象)

第2条 支援の対象は、次の各号の全てを満たす世帯（以下「支援対象者」という。）とする。

- (1) 転入時において、夫又は妻のいずれかが45歳未満である夫婦世帯又は、45歳未満の者と中学生以下の子がいる世帯
- (2) 令和4年3月1日から令和5年2月28日までの期間に転入した者。ただし、本町から転出後1年に満たない間に再転入した者を除く
- (3) 会社等の転勤による異動でない世帯
- (4) 進学による異動でない世帯
- (5) 5年以上定住の意思のある世帯

(支援の内容)

第3条 町長は、支援対象者に対し、1世帯あたり100,000円を交付するものとする。

- 2 同時に転入する世帯員の中で、中学生以下の子が1人以上(出産予定も含む)いる世帯に対し、2人までは100,000円、さらに1人増すごとに50,000円を子育て世帯加算金として加えて交付するものとする。
- 3 交付金の交付は、支援対象者に対して1回限りとする。

(交付申請)

第4条 第2条に定める支援対象者は、前条に定める支援を受けようとするときは、しらたか若者移住定住支援交付金交付申請書（様式第1号）に次の各号の書類を添付して令和5年3月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票謄本
- (2) 戸籍の附票の写し（前住所地の住定年月日がわかるもの）
- (3) 出産予定の者は、母子手帳の写し

(交付決定)

第5条 町長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに審査し、交付を決定したときは、しらたか若者移住定住支援交付金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、口座振込の方法により交付金を交付する。

(交付金の返還)

第6条 町長は、交付金を受けた者が次の各号の一に該当するときは、交付金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。ただし、災害や病気等のやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りではない。

- (1) この要綱に違反したとき

(2) 指示事項に違反したとき

2 第2条第1項第5号に違反して申請日から3年未満に本町を転出した場合は交付した金額の全部を、3年以上5年以内に本町を転出した場合は交付した金額の半額の返還を請求するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。